

本模擬問題における問題等の著作権はすべて東京CPA会計学院に帰属します。無断転載・二次利用は固く禁止いたします。

第1問 (20点)

次の各取引について仕訳を示しなさい。ただし、勘定科目は、次の中から最も適当と思われるものを選ぶこと。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 現 | 金 | 通 | 信 | 費 | 前 | 受 | 利 | 息 | 前 | 受 | 金 | | | |
| 買 | 掛 | 金 | 減 | 価 | 償 | 却 | 旅 | 費 | 交 | 通 | 費 | | | |
| 建 | | 物 | 前 | 払 | 金 | | 手 | 形 | 貸 | 付 | 金 | | | |
| 未 | 収 | 利 | 息 | | 小 | 口 | 現 | 金 | 修 | 繕 | 費 | | | |
| 仕 | 入 | | 受 | 取 | 利 | 息 | 支 | 払 | 手 | 形 | 受 | 取 | 手 | 形 |

1. 小池商店は、得意先大和田商店からの求めに応じ¥500,000（貸付期間2年、利率年5%）を貸し付けることとなり、大和田商店振り出しの同額の約束手形を取得し、向こう1年分の利息を差し引いた金額を、小切手を振り出して支払った。
2. 元田商事は仕入先郡山製造から商品を仕入れ、仕入代金のうち40%は以前支払っていた手付金と相殺し、残額のうち60%に相当する金額を、約束手形を振り出して支払い、残りの金額である¥60,000は掛とした。
3. 石橋販売は用度係から平成29年10月分の小口現金の使用状況について次のように報告を受け、必要な金額を普通預金口座から補給した。
 茶菓子代 ¥8,900 電車・バスの運賃 ¥12,400 請求書等の郵送料金 ¥15,300
 なお、石橋販売は小口現金について定額資金前渡制度を採用しており、その金額を¥40,000と設定していたが、先月分の補給の際に、誤って小口現金の残高が¥50,000になるように補給していた。
4. 斎藤商店は、店舗用建物に対して修理・改良を行い、修理業者に対して¥2,000,000を、小切手を振り出して支払った。なお、このうち¥1,400,000の支出により、建物の価値の増加および耐用年数の延長が生じており、残額は建物の現状維持および原状回復に係るものである。
5. 加瀬商事は長らく普通預金口座のみを開設して営業を行っており、その残高は¥2,665,000であったが、この度新たに当座預金口座を開設し、普通預金口座の残高のうち¥2,000,000を当座預金口座へ預け替えた。

第2問 (8点)

熊本商店の、平成29年8月中の得意先元帳への記帳は次のとおりであり、これにもとづき、答案用紙の売掛金勘定を完成させなさい。なお、売掛金勘定は月ごとに締め切っているものとし、下記以外に得意先は存在しないものとする。また、商品売買の記帳は3分割法によっている。

| 玉名販売 | | 松橋商事 | |
|------------------|------------------|------------------|----------------|
| 8/1 前月繰越 ? | 8/17 回 収 300,000 | 8/1 前月繰越 312,000 | 8/3 回 収 ? |
| 10 売 上 げ 405,000 | 28 回 収 ? | 18 売 上 げ ? | 19 誤 記 入 ? |
| 19 誤 記 入 ? | 31 次月繰越 251,000 | / | 27 回 収 110,000 |
| ? | ? | | 31 次月繰越 ? |
| | | | ? |

| 益城商店 | |
|-------------|-----------------|
| 8/6 売 上 げ ? | 8/13 返 品 ? |
| 11 売 上 げ ? | 30 回 収 ? |
| / | 31 次月繰越 200,000 |
| | ? |

(注1) 19日の誤記入は、18日に松橋商事に対する売上げとして計上した金額のうち、一部が玉名販売に対する売上げであったことが判明したことによるものである。

(注2) 益城商店は、平成29年8月から新たに取引を開始した得意先である。

第 3 問 (30点)

水俣商店の次の【平成29年11月中の取引】 および答案用紙にもとづいて、答案用紙の残高試算表を完成させなさい。なお、当期は平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日までの会計期間である。

【平成29年11月中の取引】

| | | | |
|--|-----------|------------------------------------|-----------|
| 1. 現金取引 | | 2. 普通預金取引 | |
| (1) 現金売上 | ¥ 155,300 | (1) 普通預金売上 | ¥ 243,300 |
| (2) 現金仕入 | ¥ 122,100 | (2) 普通預金仕入 | ¥ 198,100 |
| (3) 普通預金引出 | ¥ 204,700 | (3) 普通預金預入 | ¥ 213,800 |
| (4) 普通預金預入 | ¥ 213,800 | (4) 普通預金引出 | ¥ 204,700 |
| (5) 手付金受取 | ¥ 180,000 | (5) 給料支払 | ¥ 243,600 |
| (6) 商品販売時の発送費用 | ¥ 10,200 | (給料支給時の源泉徴収税額¥8,900控除後) | |
| (7) 雑費の支払 | ¥ 1,500 | (6) 水道光熱費支払 | ¥ 10,700 |
| (8) 源泉徴収税額の納付 | ¥ 8,700 | (7) 手付金支払 | ¥ 143,000 |
| (9) 出張旅費の概算払い | ¥ 30,000 | (8) 売掛金回収 | ¥ 549,800 |
| (10) 現金実査の際の過剰額 | ¥ 400 | (9) 買掛金支払 | ¥ 418,700 |
| (月末までに原因は判明していない。) | | (10) 利息支払 | ¥ 2,200 |
| | | (11) 出張した従業員から振り込まれたもので、原因が判明しないもの | ¥ 80,000 |
| 3. 売上取引 | | 4. 仕入取引 | |
| (1) 現金売上 | ¥ 155,300 | (1) 現金仕入 | ¥ 122,100 |
| (2) 普通預金売上 | ¥ 243,300 | (2) 普通預金仕入 | ¥ 198,100 |
| (3) 掛売上 | ¥ 557,400 | (3) 掛仕入 | ¥ 422,700 |
| (4) 手付金売上 | ¥ 203,000 | (4) 手付金仕入 | ¥ 145,000 |
| 5. その他の取引等 | | | |
| (1) 平成29年10月31日現在の仮受金は、同月中に普通預金口座に振り込まれたものであるが、数年前に倒産した得意先に対する売掛金で、回収不能となっていたものの一部回収額であることが判明した。 | | | |
| (2) 平成29年11月中に出張した従業員は、月末までに出張からは帰っていない。 | | | |
| (3) 平成29年10月31日現在の発送費のうち、¥5,300は仕入れた商品の引取運賃であることが判明した。 | | | |

第 4 問 (14点)

八代商会は、日々の取引を入金伝票、出金伝票および振替伝票の 3 種類の伝票に記入し、これを 1 日ずつ集計して仕訳日計表を作成し、この仕訳日計表から総勘定元帳に転記している。八代商会の平成29年 4 月 1 日の取引について作成された次の各伝票および答案用紙にもとづき、答案用紙の仕訳日計表と各元帳を作成しなさい。

なお、八代商会の得意先は人吉商店および天草販売のみであり、仕入先は神水製造および国府商事のみである。

| | | |
|-------------------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 入金伝票 No.101 売掛金(天草販売) ? | 出金伝票 No.201 営業費 21,300 | 振替伝票 No.301 売掛金(人吉商店) ? 売上 ? |
| 入金伝票 No.102 前受金 ? | 出金伝票 No.202 買掛金(神水製造) 99,400 | 振替伝票 No.302 買掛金(国府商事) ? 仕入 ? |
| 入金伝票 No.103 売掛金(人吉商店) ? | 出金伝票 No.203 仕入 ? | 振替伝票 No.303 仕入 ? 買掛金(国府商事) ? |
| 入金伝票 No.104 売上 14,100 | 出金伝票 No.204 買掛金(国府商事) 50,700 | |

(次ページに続く)

| | |
|-----------|--------|
| 振替伝票 | No.304 |
| 売掛金(天草販売) | ? |
| 売上 | ? |

| | |
|-----------|--------|
| 振替伝票 | No.305 |
| 仕入 | ? |
| 買掛金(神水製造) | ? |

| | |
|------|--------|
| 振替伝票 | No.306 |
| 営業費 | 30,000 |
| 未払金 | 30,000 |

第 5 問 (28点)

古山商店の当期(平成29年1月1日から平成29年12月31日までの会計期間をいう。)における答案用紙に示した精算表を、未記入欄に適当な金額または科目を記入して完成させなさい。

なお、未処理事項および決算整理事項(一部)は、次のとおりであり、商品売買の記帳は分記法によっている。

1. 当期首に再振替仕訳を行っていなかった。
2. 当期中に生じた現金過不足については、次の原因が判明し、それ以外の原因は判明しなかった。
 - (1) 雑費の計上もれがあった。
 - (2) 仕入先から現金で仕入れた商品のうち、一部を返品していたが、未処理であった。
3. 得意先に掛で販売した商品の一部が返品されたが、未処理であった。
4. 当期中に車両の一部を売却したが、売却代金を車両勘定の貸方に記入したのみであった。

なお、売却した車両の減価償却費と、当期末現在所有している建物および車両の減価償却費はそれぞれ別で計上している。
5. 貸倒引当金は差額補充法により繰り入れており、当期中に生じた前期発生売掛金の回収不能額を貸倒損失で処理していた。
6. 当座預金に受取手形の満期取立額が入金されていたが、未処理であった。
7. 当座預金から支払手形の満期取立額が引き落とされていたが、未処理であった。
8. 預り金は給料支給時の源泉徴収税額を処理するためのものであるが、期中処理は次のとおり行われていた。

なお、前期までの処理は適正に行われており、源泉徴収税額の納付は、給料を支給した月の翌月10日に行っている。

 - (1) 当期中に平成29年1月分～平成29年12月分の給料を支給した際に、源泉徴収後の支給額を給料で処理していた。
 - (2) 当期中に平成28年12月分～平成29年11月分の給料に係る源泉徴収税額を納付した際に、納付額を租税公課で処理していた。